

第2回実施条件検討会における主な意見と対応の考え方

趣旨について

主 な 意 見	対 応 の 考 え 方
<p>北海道のバイオ産業の育成という表現が削除されており、バイオ産業の振興、試験研究にブレーキがかかる。</p> <p>「遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は将来的に本道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要である」というガイドラインの基本認識を趣旨に整理すべき。</p> <p>道民の強い不安に因應するため、開放系での栽培試験に規制が必要というのがガイドラインの精神であり、この趣旨はその精神に矛盾するものではない。</p> <p>条例案骨子の「消費者や生産者の理解が得られなければ栽培を行わせない」という考え方を趣旨とすることは妥当である。</p>	<p>ガイドラインでは、「遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的に本道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要である」という考え方を基本認識の中で示しているところ。</p> <p>このため、趣旨の中に、「遺伝子組換え技術は、将来的に有用な技術となる可能性があるので、開放系での栽培試験については、消費者や生産者の理解を得ながら、交雑や混入が起こらない厳重な管理体制の下で促進していく」旨を盛り込んでどうか。</p>

道内で開発された遺伝子組換え作物に限定することについて

主 な 意 見	対 応 の 考 え 方
<p>道内で開発された遺伝子組換え作物に限定することが研究者の確保や技術の集積に寄与するとの考えは現実的でなく、かえって試験研究を阻害することになる。</p> <p>道外で開発された遺伝子組換え作物の中には、北海道に利益をもたらす可能性があるものもあり、これが門前払いされることは避けて欲しい。</p> <p>道外で開発された遺伝子組換え作物は、交雑や混入の起こらない同じ管理体制・ルールの下で栽培試験を実施することができないとする根拠が明らかでない。</p> <p>道外の企業が入ってきて北海道が遺伝子組換え作物の試験場となることを防止しようという考え方は理解できる。</p>	<p>道内で開発された遺伝子組換え作物に限定することについては、道内のバイオ産業の振興という観点から提案したところ。</p> <p>道外で開発された遺伝子組換え作物を導入することによって、道内における組換え技術の高度化や研究開発の加速化が期待される。</p> <p>こうしたことから、道内で開発された遺伝子組換え作物に限定することについては、実施条件案に盛り込まない方向で検討してはどうか。</p>

許可制について

主 な 意 見	対 応 の 考 え 方
<p>道が許可制とすることは、開放系の試験研究は原則禁止ということの意味するのではないか。</p> <p>カルタヘナ法で国が承認した作物について道がその栽培試験を許可するという仕組みが必要なのか。届出制として、指導などを組み合わせれば十分対応が可能ではないか。</p> <p>開放系での栽培試験について、道民の安心、信頼を得て実施していくためには、知事の許可は必要である。</p>	<p>試験研究機関等が行う開放系での栽培試験については、適正な交雑・混入防止措置が執られることを前提に行われるものと、基本的に考えている。</p> <p>このため、消費者や生産者が遺伝子組換え作物の開放系での栽培に対する不安を持っていることから、届出のあった栽培試験計画について、交雑・混入防止措置が適切なものであるかどうか、専門家の意見を聴くとともに、消費者や生産者の意見も参考に、最終的に知事が必要と判断した場合、計画に対して指示や指導ができる仕組みとしてはどうか。</p>

評価委員会について

主 な 意 見	対 応 の 考 え 方
<p>栽培試験の可否の判断を評価委員会に一任することはいかなものか。</p> <p>評価委員会のメンバー構成で栽培試験の可否が決まってしまう印象を受けるが、様々な意見を踏まえて、知事が判断すべき。</p> <p>出席委員の2分の1以上で決めるという決定方法は良くない。</p> <p>最初から反対意見を持つ消費者、生産者を評価委員のメンバーにすると、栽培試験ができなくなることが心配される。</p> <p>交雑や混入の防止について、その評価ができる人を委員とすべき。</p>	<p>現在検討している遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）を</p> <p>科学的な見地から栽培試験計画の交雑・混入の防止措置について評価する委員会</p> <p>栽培試験計画について消費者や生産者などの意見を聴くための委員会</p> <p>の2つに分けてはどうか。</p> <p>そして、最終的に、知事がそれぞれの委員会の意見を聴いて判断する仕組みとしてはどうか。</p>